

## 健全化判断比率の対象会計等

地方自治法の区分	地方財政状況調査の区分	会計・法人等名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
一般会計	普通会計	○ 一般会計 (公営企業会計分を除く)						
		【特別会計】 ○ 住宅新築資金等貸付特別会計						
特別会計	公営事業会計	【公営事業会計】 ○ 国民健康保険特別会計 ○ 老人保健特別会計 ○ 介護保険特別会計 ○ 後期高齢者医療事業特別会計						
		公営企業会計						
		法適用	大紀町該当なし					
	法非適用	○ 簡易水道事業特別会計						
		○ 奥伊勢広域行政組合 ○ 紀勢地区広域消防組合 ○ 香肌奥伊勢資源化広域連合 ○ わたらい老人福祉施設組合 ○ 荷坂やすらぎ苑組合 ○ 伊勢地域農業共済事務組合 ○ 三重地方税管理回収機構 ○ 度会広域連合 ○ 三重県自治会館組合 ○ 三重県後期高齢者医療広域連合 ○ 三重県市町職員退職手当組合						
一部事務組合等								
		地方公社・第三セクター等						

※公営企業会計ごとに算定